

(前のページより続き)  
○畑作物基準共済掛金率等を定める等の件の一部を改正する件  
(同一〇〇二)

○信号符号を点附した件  
(国土交通九八〇)

○信号符号を取り消した件(同九八一)

○船舶国籍証書は無効となった件  
(同九八二)

○船舶国籍証書が無効とした件  
(同九八三)

○不動産特定共同事業法施行規則第十七条第一項第三号の規定に基づく登録証明事業の登録をした件  
(同九八四)

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件  
(同九八五)

〔人事異動〕

内閣 財務省 国土交通省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

外国為替及び外国貿易法第五十五条の第三項に規定する届出者に関する事項、外国為替及び外国貿易法第五十五条の第三項に規定する届出事項の変更、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、泉州東部区域農用地整備事業における三ヶ山換地区の換地処分、基本測量関係事項関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

公債償還(東京都)関係

会社その他

会社決算公告

府 令

○内閣府令第五十号  
人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十二年政令第十一号)第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
平成十九年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中、「第十四条」を「第十一条」に、又は人事院規則一九一〇(職員の見習休業等)第十二条各号を「、人事院規則一九一〇(職員の見習休業等)第十二条各号及び第二十四条各号に掲げる場合又は人事院規則二五〇(職員の見習休業等)第十一条各号」に改める。

附則

この府令は、平成十九年八月一日から施行する。

省 令

○総務省令第八十四号  
地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)第十二条の三第七号の規定に基づき、地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年七月三十一日

総務大臣 菅 義偉

地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令

地方財政再建促進特別措置法施行規則(昭和三十年総理府令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の三中、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」の下に、「独立行政法人国立病院機構」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年七月三十一日

文部科学大臣 伊吹 文明

大学設置基準等の一部を改正する省令  
(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二条の二」を「第二条の三」に、第四十条の三を「第四十条の四」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(教育研究上の目的の公表等)

第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

第七条に次の一項を加える。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第十九条第一項中、「授業科目を」の下に、「自ら」を加える。

第二十一条第二項に次の一号を加える。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

第二十五条の二中、「研究の実施に努めなければならない」を「研究を実施するものとする」に改め、同条を第二十五条の三とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第三十条第一項中、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。